

告 示

埼玉県告示第四百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市今泉（大谷北部第二土地区画整理事業地内）

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

・ 意見趣旨

ショッピングセンターに隣接する上尾駅西口～ロッセリア交差点の道路は、西上尾第二団地および西上尾第一団地と上尾駅とを結ぶ東武バスの幹線路線であり、ショッピングセンター開設に伴う交通渋滞を最優先で回避し、定時運行確保を願う。

・ 指摘 上尾道路（国道十七号）さいたま方面 ショッピングセンターへの進入

説明会では、ショッピングセンターへの左折進入を促すために、愛宕神社付近の入口 およびショッピングセンターを周回し入口 ・ からの進入を前提とした施設設計および交通誘導を行うとしていた。

この場合、入口 は上尾道路交差点から至近距離にあり、渋滞発生、バスの定時運行を妨げること必至である。また入口 ・ は周回ルートでのアプローチかつモール棟から離れた位置に駐車場があり、積極的に車両が入口 ・ へ迂回するとは考えづらい。入口 であふれた車両が入口 に向かい、バス路線の交通妨げを助長すると想定される。

・ 指摘 ショッピングセンター 上尾道路北方（工事中）への出場

上尾道路北方は現在工事中だが、将来的に上尾道路が延伸された際には事業者として当然のことながら北方からの集客を想定していると理解する。

その際、左折進入・出場の原則により現在の設備設計では出口 ・ からマミーマート交差点を経由し上尾道路交差点、もしくは出口 ・ から愛宕神社近くのＴ字交差点を経由し上尾道路交差点の二段階の交差点を必ず通過することになり、上尾駅 第二団地行きバス路線および第一団地 上尾駅

行きバス路線の定時運行を妨げること必至である。

- ・ 改善案 一 入口 の専用車線設置、入口 場内ゲート直後の左折禁止
上尾道路から交差点右折した車が入口 の進入待ちであふれバス路線をふさがぬよう、上尾道路交差点へ入口 にシヨッピングセンター進入の専用車線を設け、バス運行を含む上尾駅方面への円滑な交通を確保願う。また、入口 のゲート直後で駐車場探しの車両が進入路をふさがぬよう、シヨッピングセンター中ほどの交差点まで車両を直進誘導するよう願う。

- ・ 改善案 二および改善案 入口 出口 の信号付き交差点化
上尾道路に面する入口 出口 を信号付き交差点とし、さいたま方面から入口 への直接進入を可能とし、バス路線への直接影響を回避する。

また、出口 から上尾道路北方への直接出場を可能とし、出場車が周辺交差点を二段階通過することによる周辺交通の渋滞悪化を防ぐ。

なお、上尾道路北方延伸の際には、上尾道路の立体交差化が予定されており、上尾道路通過車は信号付交差点の影響を受けない前提である。また、上尾道路の将来的な立体化に支障ない交差点設計を願う。

- ・ 以上、バス定時運行や周辺道路の円滑な交通確保の観点から、最優先課題として適切な設計、運営を願う。

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年五月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県中央地域振興センター